

公安委員会会議録

開催日時	令和8年4月15日(水)	自 午前 10時00分 至 午前 11時34分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部参事官、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 治療と就業の両立支援の推進

警務部長から、

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行され、事業主に対し、治療と就業の両立支援の推進が努力義務とされた。それに対応し、当県警察においては、健康管理訓令に規定を整備するとともに、「治療と就業の両立支援実施要領」を制定し、法の実施日に併せて施行した。また、既存の「職場復帰支援実施要領」と「職場復帰訓練実施要領」を見直し、支援内容の充実を図ったところである。

(1) 治療と就業の両立支援要領の制定

ア 両立支援

疾病等を抱える職員が就業するにあたり、業務により健康状態が増悪しないために業務内容の変更、業務量の調整、勤務制限等、就業上の措置や治療に対し配慮する。

イ 対象職員

疾病等を抱える職員のうち、両立支援を必要とする旨の申出のあった職員及び健康管理訓令第20条及び第22条に基づく健康管理指導区分において、勤務制限の検討を要する職員を対象とする。

ウ 支援内容の検討

疾病等を抱える職員は治療や疾病の増悪防止に適切に取り組み、主治医の助言等により両立支援が必要と判断した場合は、所属長へ両立支援の申出を行う。所属長は職員の申出等により対象職員を把握したときは、主治医、警察本部産業医の意見を聴取の上、支援内容を検討する。

エ 健康管理指導区分の変更による勤務の制限

所属長は指導区分の変更が必要と判断した場合は、対象職員からの変更願を付し、指導区分の変更を内申する。

オ 両立支援計画の策定

具体的措置や配慮の内容、スケジュール等をまとめた計画を策定する。

(2) 職場復帰支援実施要領と職場復帰訓練実施要領の見直し

メンタルヘルス不調による長期休務者が円滑に職場復帰し、再度休務に入ることなく各職場において活躍し続けられるよう支援をより充実したものとした。

ア 職場復帰支援実施要領

- メンタルヘルス不調による休職者については、所属長からの報告によらず、全て職場復帰支援を実施することとした。
- 主治医の医学的回復の判断とは別に、職場での就業可能性の評価を目的として、職場復帰前に警察本部産業医による勤務内容や環境を踏まえた意見聴取と支援責任者等及び保健師の面談を必須とした。
- 職場復帰後6か月経過後も、就業上の措置や治療に対する配慮が必要な場合は、治療と就業の両立支援実施要領に則り支援を継続することとした。

イ 職場復帰訓練実施要領

- 職場復帰訓練実施期間を実情に合わせて概ね4週間程度に変更し適当と判断される場合は、短縮や延長を行うなど柔軟に対応することとした。
- 実施期間の長短に関わらず、全て職場復帰訓練実施要領に基づいて実施することとし、本人の振り返りや訓練支援責任者の支援を手厚くするなど、スムーズな職場復帰を推進することとした。

旨の説明があった。

今村委員から、「法改正のポイントは、医療的見解にとどまらず、事業主がどのように考え、職員にどのように働いてほしいかという点にある。メンタルヘルス不調者については、職場で業務が可能か、また病気とどのように両立させるかという観点が重要であり、その人らしく働くことのできる環境を整えることが基本となる。また、職場環境を適切に整えることで、比較的早期に復帰できる場合もある。警察本部産業医と相互に連携しながら、事業主としての考えを踏まえつつ、本人の状況や意向を丁寧に把握し、わずかな対応の違いで就労が困難とならないよう慎重に対応していく必要がある。」旨の発言があった。

弘永委員から、「警察は人員が多く、多様な職員が在籍する組織であることから、対応が難しい面があることは想像できる。しかしながら本人の納得感とのずれが生じた場合、問題に発展する恐れがある。そのため、労働者からの相談対応については、初動を的確に行うことが重要である。メンタルヘルスのみならず、負傷事案にも十分留意しながら、優秀な人材が長く勤務できる環境づくりに取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「職場のメンタルヘルス不調者は、どのくらいいるのか」旨の発言があり、警務部長から、「昨年度の長期休務者は18名であった。長期休務とならないよう努めることが課題である。」旨の説明があった。さらに野村委員長から、「警察業務は精神的にも身体的にも過酷であり、メンタルヘルス不調者が生じる可能性は十分にある。しかしながら管理者は適切に状況を把握し、仕事と病気の両立を図りながら生きがいを見出せるよう支援することが重要である。本制度を有効に活用し、職員一人一人が安心して働き続けられる環境づくりに努めていただきたい。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 苦情の申出の受理（2件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた2件の苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(2) 令和8年度留置施設実地監査実施計画

留置管理課長から、令和8年度における留置施設実地監査の実施計画について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

生活安全企画課長から、3月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、3月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、3月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 審査請求裁決書の受領拒否の対応方針

公安委員会会務官から、審査請求裁決書の受領拒否について、対応方針の報告を受けた。

(3) 広報名称変更の方針

生活安全企画課長から、広報名称変更の方針について、報告を受けた。

(4) 美祢線沿線地域公共交通協議会の開催状況

交通規制課長から、美祢線沿線地域公共交通協議会の開催状況について、報告を受けた。

(5) 令和8年春の勲章伝達式の実施

監察官室長から、5月8日に実施される令和8年春の勲章伝達式について、説明を受けた。

(6) 監察関係業務報告

監察官室長から、3月中の警察本部長宛てになされた苦情の処理状況、行政訴訟の判決について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について協議した。